

「憲法施行 70 年に思う」

2017 年 05 月 04 日

昨日の 3 日は、憲法施行 70 年記念日であった。日本国憲法は基本的人権、民主主義、平和主義の 3 原則から成り立っている。基本的人権、民主主義は当然であるが、9 条の平和主義は戦争の放棄と軍備および交戦権を否認する、世界でも特異な憲法である。9 条はアジア太平洋戦争の痛みから生み出され、この憲法によって、戦後の平和を培ってきたことはまぎれもない事実である。しかし、警察予備隊が創設され、保安隊から自衛隊へと軍備を拡大してきた。これは、軍備不保持の憲法と矛盾するが、国を守る自衛権は認めるという認識は広がっている。自民党は、自主憲法制定を訴え憲法改正を党是としてきた。一方、平和を維持してきた 9 条を守ろうとする、リベラル派の主張は大きな力であった。そこに、改憲派と護憲派の間に絶えない論争があった。安倍政権は安保関連法案を強行採決し、集団的自衛権の行使を認め、新任務「駆けつけ警護」を伴う自衛隊の海外派遣を 2016 年 12 月に実施した。9 条を明らかに逸脱した訳である。また、日本の平和は日米安全保障条約で守られてきたことも確かである。日米安保は軍事同盟であるから、戦争放棄の憲法と矛盾する。これらの矛盾する現実を、どう考えるかが問われている。

『週刊金曜日』4 月 28 日号は、「憲法特集」を組み、編集委員たちの見解を掲載している。田中優子氏は下記のように言う。9 条と自衛隊の存在は矛盾し、論理的整合性がなく、曖昧である。しかし、整合性を持たせたら、何も考えなくてもよくなる。現実と理想の乖離に心地悪い思いを持つが、それに耐え、手間をかけて議論する。平和に向かって悩み続けることに意味がある。中島岳志氏は「9 条の理念に向かうための、現実的な縛り、70 年かけて、みんなで合意形成してきたことを受け継ぎながら、その上で、自衛隊を明記した方がいいというのが僕の考えです」と述べている。宇都宮健児氏は、解釈の余地のない「新 9 条」の改憲を主張している。護憲的改憲論者と 9 条維持の護憲論者が連携して「新 9 条」を作り、安倍政権の憲法改悪阻止に取り組むべきであると言う。私は、田中氏に賛成である。中島、宇都宮両氏は、矛盾を克服した整合性のある改憲を目指すもので、これは、自民党の憲法改訂案に飲み込まれてしまうと思うからである。現行 9 条と現実の落ち着いた状況に忍耐し、国民が議論をしながら平和を模索することが大切ではないか。

9 条と日米安保の緊張関係の中で、平和を維持してきたが、米軍と連携する集団的自衛権行使を容認したことは、立憲主義の崩壊につながる。憲法が権力に縛りをかけるとする基本は揺るがしてならない。敵を作る軍事同盟に頼るのではなく、日本の主権と安全を守る手段を、国民の間で真剣に議論する時である。米国一辺倒から、アジアに向き合い、緊張を緩和する政策が求められる。

早稲田大学の水島朝穂教授の「国家が特定の『柄』や『色』を押しつけることを禁じるのが近代憲法」という論者が興味深かった。憲法前文に、国の歴史や伝統や文化を入れろという主張があるが、入れているのは中国、北朝鮮、韓国くらいだそうである。立憲主義の基本は多様な意見が共生し合うことで、人々の心や価値観の中身に踏み込むことを抑制するのが憲法であると言う。自民党改憲草案前文の「日本国は、長い歴史と文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって…日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承する」と謳っている。国の価値観を押し付けることは憲法ではない。

今年の「憲法の日」は桜木町の集会に参加した。私は、現行憲法を守りたいと思っている。命を守り、平和を追い求めよという聖書のメッセージに重なるからである。